

家の經濟における所得配分の研究

— 家計費支出を中心として —

大 泉 行 雄

内 容 目 次

- 一、家の經濟についての總論
 - 1 消費經濟の問題
 - 2 従來の消費論
 - 3 家の經濟
- 二、家計費支出構成に關する法則
 - 1 概 説
 - 2 エンゲルの法則
 - 3 シュワビーの法則
- 三、家計費支出の構成
 - 1 獨逸労働者に就て
 - 2 我が國における家計費支出構成
 - 3 家の經濟における所得配分の研究
- 四、家計費支出の構成變化
 - 1 概 説
 - 2 生活必要費
 - 3 其の他の諸費
- 五、戰爭と家計費支出
 - 1 支那事變の影響
 - 2 第一次世界大戰前後の獨逸
- 六、消費經濟と統制經濟
 - 1 消費經濟における均衡
 - 2 我が國の統制經濟と消費
 - 3 消費經濟の統制基調

一 家の經濟についての總論

1 消費經濟の問題

人間生活の持続と發展のための、必要條件たる物財に係はる經濟生活は、その客體たるべき目的物の存在する位置と情況とを異にするにつれて、之を取扱ふべき經濟者との間に多様な關聯と現象を惹き起し、そこに物財の生産、生産せられたるものゝ流通、さうして又最終的な物財の消費の諸相が泛び上つてくるのである。經濟現象における消費の面は、少くともそれが家の經濟に現はれる最後の消費に關する限り、一應は物財流通の最終過程と觀察し得るであらう。一應はとの斷りは、そこに尙究明せらるべき若干の重大問題を留保するからである。家の經濟における生産性を顧るとき、家の消費經濟は單純なる消費行爲を越えたる、一層高度の視角から改めて反省せられねばならぬのであるが、われ／＼は此の問題を、行論の適當なる箇所において再び取上げるであらう。暫く論議の出發點に於ては、通常考へられるやうに、消費を物財流通の最終段階と理解して進みたい。

經濟現象を作り出す個々の人間行動が、人間生活の持続と發展のために必要條件たる物財を中心として發動し、かゝる行動及び行動間の諸關係が物財の生産及び流通として、全體的に經濟の動きを表現し、さうしてかゝる經濟の動きが究極的には目的物の消費といふ段階に辿りつくものと觀るとき、消費こそは經濟の目的であり、物財の生産及び流通を巡る一切の經濟過程は、それがための準備的經過であるとの主張が許されねばならぬであ

らう。ジイドはかくの如き立場から、消費こそは生産・流通及び分配のあらゆる經濟過程に對する究極原因 (La cause finale) たることを論じ、消費 (La consommation) としよ言葉の本來の語義が、完了 (L'accomplissement) を意味すること、消費行爲によつて經濟の過程が一應の成就に到達することを暗示するものと説く。⁽¹⁾ 統計學者ポーレーも亦、消費のもつ最終的意味を指摘して言ふ「運送及び販賣を含めての生産の最終段階は、消費者の使用に役立たんとして身構へてゐる完成品の配給に在る」と。⁽²⁾

經濟現象中の消費面を重要視せんとする態度、或は少くとも之を無視すまいとする努力は、必ずしも新しいものではない。經濟學における四分法の創始として認められるジュームス・ミルの「經濟學綱要」(Elements of Political Economy) では、消費論 (Consumption) は、生産 (Production) 分配 (Distribution) 及び交換 (Interchange) の各章と並んで獨立の一章を成し、しかも全卷三〇四頁中最後の第四章消費論に割當てられた部分は、八六頁の多きに及んでゐるのである。⁽³⁾ 今日と雖も、われわれが手近に觸れ得るいづれか一冊の經濟原論を繙くならば、おそらく其の冒頭において經濟の意義を解明するに當り、消費に關する若干の言葉を見出し得るのが常であらう。經濟學は、厚生上の物質的要件の獲得・使用に最も密接に結び付いてゐる部分の検討をなすものであるとなすマーシアル「經濟學原理」の卷頭の言葉には、明かに消費を意味する使用なる用語が存在する。經濟學を以て、財の生産及び消費に關する社會的秩序を對象とする科學とする定義には、はつきりと消費なる言葉が明示せられてゐるのである。⁽⁴⁾

問題は然乍ら、かくの如くして保持せられてゐる消費への關心が、果して十分なる検討を加へられてきたかに在る。固より消費論が若干の論者によつて鋭く分析せられてゐる業績は、われ／＼も亦之を忘れるものではない。ケインズ「一般理論」における消費性向の分析の如きは、即ちその典型的なるものといひ得よう。けれども、一般的に觀るとき、ジエームス・ミル以來の消費論がその後絶えず、その領域を擴充し、その課題を掘り深めつゞけてきたかに就ては甚だ疑なきを得ない。その父の衣鉢をうけ、さうして正統派經濟學の集成者を以て許されるジョン・スチュアート・ミルの浩瀚なる「經濟學原理」中には、父ミルの場合に見るやうな消費論に對する獨立の割當は見出されない。⁵⁾

若しジイドと共に、消費を以て一切の經濟過程の究極原因と言ふならば、消費の分析・検討・究明こそは、經濟學に在つて最も大なる領域と重要さをもつべきものではないのであらうか。經濟の理論の探究は、實に人間の物財消費からこそ出發すべきものではあるまいか。嘗て四分法に於て、生産・分配・交換・消費と最後に排列せられた消費は、その最初にこそ置かるべき性質のものではなかつたのであらうか。經濟の過程において最終なるものが、その重要性においては最先のものたるべしとの意味においてである。

かくの如き重要性の順位が忘れられ、四分法による最終順位が、そのまゝに重要性における最少を意味するが如く理解され、消費論は唯形骸をとゞめるか、或は屢々全くその姿を消失せしめるに至つたのが今日までの情況である。われ／＼はその原因を何處に求め得るか。答は必ずしも一つには限られぬであらう。⁶⁾ 私はそれに對す

るひとつの重要な理由として、経済組織における発展の傾向を指摘せねばならぬと思ふのである。即ち近世経済社會の發達が、生産の側における著しい速度と轉換として現はれ、自由經濟の原則に據る資本制組織を完成するに至つた経過の中に、之を觀察の對象とする經濟學に在つても生産論偏重の歪みがひとつの必然性を以つて浸潤してきたことを看迷し難い。このことは又、移して經濟政策の態度の中にも自ら看取せらるゝところである。例を我が國について求める時、事變以來の我が統制經濟政策の實踐が、先づ消費を放任して主として生産面より着手せられた消息の中に、永く人々を支配した消費に對する生産の優位觀念が必然的に作用してゐると、私は觀察するのである。それは、とりもなほさず、經濟現象を主として物財の生産と流通の側面から把握してきた從來の經濟論の政策實踐への反映に外ならぬと思はれる。さうして其の結果、經濟の計畫及び統制の進行と共に醸成し惹き起される無数の矛盾・齟齬・間隙が、結局は一般消費經濟の統制にまで立ち到らねば止み難い事態を人々に認識せしめるに及んだことは、ひとつには固より、情勢の推移が何びとにも當初より然く正確に見透し得るものではないことの當然の結果とはいへ、同時に又、今日までの關心が、消費に對して輕微であつた事態に責任なしとはしないのである。われわれは、消費經濟と統制經濟との關聯につき、本論文の最後に到つて再び觸れる用意をもつであらう。

註

(1) G. Gide, Principes d'Economie politique, P.637

高松高等商業學校紀元二千六百年記念論文集

六

飯島幡司　ちよと修正經濟學原論　七九二頁

(2) A. L. Bowley, The Measurement of Social Phenomena, p.137

岡崎文規編　Economic Readings on Consumption には右二著の抄録あり。

(3) James Mill, Elements of Political Economy, 3rd ed., 1844

本書の初版は 1821 なり。

(4) 中山伊知郎博士　經濟學一般理論（新經濟學全集）

(5) J. S. Mill, Principles of Political Economy に在りては、全卷五篇より成るが、第一篇生産、第二篇分配、第三篇交換、第四篇生産及び分配に及す社會進歩の影響、第五篇政府の影響であつて、父ミルの場合のやうに獨立なる消費論は存在しなす。

(6) 郡菊之助教は消費論の閉却につき次の二點を指摘せられる。一は消費論が演繹的推理に適さることであり、二は消費經濟が私經濟として國民經濟學的研究から無視せられたことである。同教授著、人口と消費法則、三六八―九頁）私はこゝでは、ひとつの別な角度から問題を取上げてみた。

2 從來の消費論

消費の研究が從來著しく學者の注目から逃れてゐた事態に加へて、更に顧られねばならぬ一層重要な問題は、今日まで消費論として取上げられ取扱はれてきた課題が、果して消費研究の根柢に觸れてゐるかの問題である。その消費論は、消費經濟の諸問題を全面的に育成發展せしめたものであつたか。消費經濟の本質的な面に就

て、何等十分な検討が加へられずに来たのではなかつたらうか。われわれは、先づ經濟學における四分法の創始者として、且つ又消費論に比較的大きな領域を與へた人として、ジエームス・ミルの場合を顧みよう。

ジエームス・ミルは消費論を展開するに當り、生産・分配及び交換は、何れも單なる手段 (means) たるに過ぎぬものであり、これ等の目的となるべきものこそ消費に外ならぬと論斷する。¹⁾ 次で生産的消費 (Productive consumption) と不生産的消費 (Unproductive consumption) とを區別し、前者の意義の間から資本の概念を捕へ、後者の中に、生産の手段たらざる、目的としての消費を理解する。かうした消費概念の分類から出發したミルは、やがて總生産物と純生産物の説明に進み、そこから需要供給の關係に轉じて、遂にマルサスの人口論へと移つてゆくのである。さうして、ミルの消費論の後半の全部を占めるものは、實に租稅論に外ならない。このやうな構成をもつミルの消費論がわれわれに與へる感銘は、消費論についての、根本的なものゝ缺如である。そこに取上げられた諸々の課題は、疑もなく消費と密接に結びついたものには相違ないといへ、消費自體についての究明に至つては極めて微弱であると評さねばならぬ。

然らば、消費論の重要性を揚言し、多くの經濟書はこの重要性を忘れて僅少の頁を之に對して割くか、或は全く之に觸れてゐない事實を指摘したジイドの場合はどうであらうか。ジイドが消費論の一般的閑却を指摘して、之に對する反省を促した主張には、われわれは深甚の敬意を拂ふものであるが、その説かれる消費論の構造に立ち到つて考察する時、われわれは不幸にもわれわれの欲求に對ふべき十分なる用意の存在しないことを發見せぬ

ばならない。ジイドがその消費論の冒頭において、消費論は既に欲望論から始るものであると説くことは極めて至當であらうが、さてその消費論として獨立に取上げられ内容を構成する課題は、マルサスの人口論、生産者對消費者の利害問題、消費組合論、限界效用均等律の略述、エンゲルの法則、さうして最後に奢侈及び貯蓄に關する諸分野である。

さてジイドの場合についても、わたくしはミルに對して試みたと同様の批評を、等しく下し得ると思ふ。ジイドによつて取上げられた諸課題は、何れも消費論の一面であるか、或はそれと緊密なる關聯に立つべきものがあるが、それ等によつては消費の本質が未だ剔抉せられてはゐないからである。經濟生活における消費そのものゝ本質的意義・職能・分析が殆ど全く成し遂げられてはゐないと言はねばならないからである。

然らば經濟における消費について、われわれは何を根本的に求めようとするのであるか。われわれの要求を直截に述べれば次の諸點に歸する。抑々消費經濟の現實的な場はどこであるのか。ここでは日常生活の反復のうち如何なる生起が認められるか。消費經濟はそれによつて何を人間生活に成就するのであるか。消費經濟の場と國家の關聯は如何に理解されるか。わたくしは、之等の諸問題こそ消費論のもつべき根本的課題であると考へる。

消費論の研究が今日まで一般に稀薄であるとのわれわれの立言に對しては、こゝに若干の註釋を用意しておかねばならない。

われわれにおいても、消費の基本的な型が個人の欲望充足行爲までさかのぼり、そこに限界效用理論の卓越せる成果をもたらしたことを忘れるものではない。消費における資力配分の基本方式はこゝに分析の第一段を踏み出さねばならぬのであらう。われわれは又、ケインズ「一般理論」における消費量と投資量の決定に當つての、極めて秀抜なる消費性向の理論的展開に注意せぬものでもない。社會經濟におけるひとつの大きさとしての消費を取上げて、その變化及び變化の要因につきケインズは犀利なる分析を試みてゐるのである。(4) 更に又われわれは、家計費における支出の法則としてのエンゲルの法則及びシュワーベの法則を無視してゐるものでもないのである。わたくしは、之等の諸研究が消費論においては、その本質論の一部を成すものと考へるのである。

それにも不拘、敢てわれわれが消費論の稀薄性を切言する所以のものは、之等の價値高い諸研究によつても尙根本的なものゝ研究が依然としてそのまゝに残されてゐると思はれるからである。それは、消費の現實なる主體たるべきものゝ本體が依然として示されずに在ることを意味する。われわれはそれを實に家の經濟生活として把握するものなのである。國家及び社會の始源的構成單位が單獨の個人ではなくて、家の共同生活であると觀るわれわれは、消費經濟の考察に當つても、何よりも先に、消費の基本的な主體たる家の經濟を把握し、すべてはこゝからこそ出發せねばならぬと考へるのである。われわれが、今日までの消費論について、尙間然する所ありと論斷するのは、まことに此の根本的な一點に就てである。消費論が若干の成果を收めつゝも、この一面については、殆ど手をふれることなくして今日に至つたといはねばならない。消費經濟の研究は先づ家の經濟の把握にこ

その基調が求められねばならぬ。⁽³⁾

註

(1) James Mill, op. cit., P.219

(2) 中山伊知郎博士編「ケインズ一般理論解説」第三部第四章(大山中次氏擔當)

(3) 森本厚吉博士「消費經濟」は、消費論の好著として推さるべきであらう。その總論において、消費經濟の理論的發展を指示せられてゐるところはわたくしの深く教示をうけた所である。わたくしの本節における文献的貧困は博士の右書によつて補はれねばならぬ。唯私として遺憾に思ふのは、消費經濟の意義の解明が稀薄のやうに見受けられる點であり、さうして、恰もその點にわたくしは消費經濟の大きな問題をもつものである。

3 家の經濟

この論文においてわたくしが試みようとするところは、右に述べたやうな家の經濟の本質研究ではないのである。こゝでは、論文の副題が示すやうに、主として家計費支出を素材として、家の消費經濟の一面を検討することを正面の目的とする。即ち、家計費支出に關する法則として既に與へられてゐるエンゲル及びシュローベの兩法則を顧みながら、新らしい素材に基く若干の實證的考察を試みると共に、他面、家計における支出の時間的構成變化に着目して、殊にそれが戦時において如何なる變化をうけるかを検討しようとする。さうした考察の間か、能ふべくんば、國家の經濟政策までさかのぼり、統制政策と消費經濟は、如何に緊密なる關係に立つかの問

題にふれたいと思ふのである。

だが、この正面的課題に立入るに先立ち、消費經濟に對するわれわれの根本的態度を、一般的に披瀝しておくことは、當に讀者の興味に訴へるにとゞまらず、この論文における試みが、唯これだけとしてその意義を完了するものではなくて、一層廣汎なる「家の經濟」なる問題の一部を形成すべき性質のものであり、さうした一層高い視角からのみ、始めて研究の眞の意義が興へられるものであることを忘れぬためにも必要なのである。

經濟生活が現實に營まれる場を、そこに生活する人を主體として觀察するとき、われわれはかゝる人の生活圏として二つの大いなる領域を分つことが出来る。一つは、人が彼自身及び彼の家族の生活を維持し發展せしめるための、必要なものの獲得行爲に關する領域であり、他はかくして獲得せられたものゝ直接的・最終的消費行爲の場である。人間の職業生活圏は前者であり、家の經濟生活は後者に屬する。人間の生存及び生活の條件としての職業が、生活者の生活持續を可能にしつゝ、しかもかゝる實踐の間から、國家的・社會的職能が意識的又は無意識的に成就せられてゆくのである。その場合、生活者としての職業的行爲は、その行爲が實踐せらるべき多種多様な活動の場を見出す。それが即ち國家的・社會的職能を分擔すべき各種の經營體に外ならぬ。經濟的職能を分擔すべき營利的及び非營利的經營體は、即ちかゝる經營體の一種であり、しかも著しく廣汎なる範疇を占める一種である。企業がその代表的なものであることは、改めて説くまでもない。

これに對して家の經濟生活は、その家を形成する個體及び子孫を維持し發展させるために必要なものゝ稼得

及び消費を實踐すべき場であるが、必要物の稼得面は、現實には主として前述せる職業生活として表現せられるものであるから、職業生活に關聯して考へ得る。更に、人間の肉體的・精神的勞力及び役務に係はる職業以外の獲得行爲―地代・利子・配當等の―收受も、その關聯する所は、寧ろ生産及び流通の經濟内に存するといはねばならない。それ故に、家の經濟がそれ自體として完了する面は、社會的生產物中より職業その他の獲得行爲を通じて、家に流入してきた部分を、現實に充用して消費するところに在る。貨幣經濟の下では、それは所謂資力(所得)配分として現はれる。

こゝでわれわれは、本論の冒頭に留保した家の經濟の生産性に、再び關説し得る機會をもつ。ジェームス・ミルが消費を二大別して生産的消費と不生産的消費となした時、後者は消費すること自體が目的たる場合と理解せられるところから、家の經濟における最終消費は、ミルの所謂不生産的消費に當るものと言つて大過ないのである。けれども不生産的といふ言葉については、嚴格に用心せられねばならない。われ／＼は寧ろ、家の經濟における消費を最終消費又は直接消費といふであらう。何となれば、かゝる最終消費の實踐に於て、實は家の經濟における生産性が同時に實現せらるゝものだからである。

家の經濟の最終消費が、一應直接に生存欲望を充足する時、家の經濟はそれによつて總べての過程を完了したものである。曩に留保せられた重要問題は、即ちこの點に伏在するものである。それは、かゝる直接的・最終的消費によつて、同時にひとつの生産が成就せらるゝ事實を指す。家の經濟が、物財の最終消費のみに

終らず、勞働力の供給源泉となり、節約及び貯蓄の過程を通じて資本の供給者となることも看逃し難い反面ではあるが、一層根本的な事實は、家の消費經濟が即ち又家の生産性を意味することである。大熊信行教授における、人間再生産組織としての家の經濟の問題は、即ち之に外ならない。⁽¹⁾ われ／＼は教授によるこの指摘を、極めて意味ふかく受取るものである。蓋しこれによつて、從來經濟現象が主として物財生産の面においてのみ把握せられがちであつたのに對して、こゝに人間を中心としての科學たるべき方向へと轉換せしめらるべき契機を認めるからである。

人間再生産の組織としての家の經濟といふ命題から進んで、わたくしは人間生活における價値の、具體的なる實踐過程として、再び家の經濟を捕へねばならぬと考へるものである。だが、こゝまで論及すれば、問題は最早獨り家の經濟生活だけに局限せしめられることを許されず、その限界を超えて經濟生活一般にまで擴大せられねばならなくなる。われ／＼は、こゝでかゝる一般的問題に立入る餘裕を持合せぬものであるが故に、僅かに唯構想の骨子のみを示すにとゞめる。即ち人間の經濟生活は、結局、人間生活自體の必然的な表現形式たるものであり、人間生活における價値的なるものと雖も、現實生活の實踐に當つては、經濟生活の條件から超越し得ず、反つて、價値生活の醇化は經濟生活の實踐を通じて成就せられる機會を屢々もつものであるといふに在る。⁽²⁾

家の經濟の問題は、更に一層大いなる問題へと展開せられてゆく。それは、家の共同生活體が人間再生産の組織として把握せられることから、國家構成の單位として理解せられねばならぬことである。民族を中心とする國

家が、時間的に限りなくその生命を持続し發展しゆくべきことを要請せられる時、かゝる要請の現實なる擔當者となり具現者となるべき主體は何處に求めらるべきであるか。若しわれ／＼が國家を構成する民族を漸次に細分してゆくことによつて、最後に單獨なる個體としての人間に到達し、かゝる個人を以て現實なる擔當者と考ふるにすれば、われ／＼は直ちに其の正しからざることを指摘せねばならない。何となれば、個體としての人間はその肉體的生命において既に限定性をもち、かゝる限定せられたる生命者が、無限的持續の要請に立つ國家生命を負荷せんとすることは明かに矛盾だからである。さうだとすれば、われ／＼は、個體の生命の限定性にもかゝらず、尙かゝる限定性を超克して無限性に順應し得べき現實の組織を求めねばならなくなる。わたくしはその組織を家の共同體において始めて發見するものであり、さうして家の組織以外には何處にも存在し得ないと考へるのである。この意味で、國家の生命の地上における現實的・具體的表現は、家の生命的活動を通じて行はれ、國家の生命は家の生命の中に培はれてゆくものと言はなければならぬ。(3)

註

(1) 大熊信行教授 「經濟本質論」第二版序文。

同 國家總力と動員方式(附、人間生産の組織としての家の經濟に關する基本考察) 經濟情報、政經篇

昭和十四、九

(2) この問題については左の論文を推す。

大熊信行教授 經濟學的思惟に先立つもの (同教授著「文學と經濟學」所收)

(3) こゝに輪廓のみを示した諸點については、既に二、三の機會に簡単な考察を試みた。

拙稿 人口と家の經濟(第三回人口問題全國協議會報告)

同 家の經濟の職分(一橋新聞、昭和十四、十一)

同 國家の構成單位としての家(セルバン、昭和十五、六)

尚、弘通の生産經濟と消費經濟なる概念に對し、極めて端的犀利に批判を下された興味ふかき最近の論策として大熊信行教授、世界觀批判の未決問題(公論)昭和十五年九月)は廣く讀者に顧られねばならぬ。

二 家計費支出構成に關する法則

1 概 説

以上の總論によつて、消費經濟の主體たるべき家の經濟のもつ意義を、一般的に概觀したのであるが、以下の論究においてわれゝが主として考察の對象として取上げようとする課題は、家計費支出を中心とする一面である。大熊教授の表現を借りれば、家の經濟における資力配分の問題であり、われゝはこの問題を若干の具體的事實に基きながら、實證的に解明しようとするのである。更に進んでは、かゝる實證的考察に立ちながら、消費經濟が等しく統制の對象とせらるゝ時、如何なる基調に立たねばならぬかに論及したいと思ふのである。

經濟における本質的なるものを、大熊教授にならつて配分過程と理解する時、家の經濟も亦當然かゝる意味を

具現するものであり、それは家の經濟における資力又は所得の配分として把握せられねばならない。家の經濟は、全體としてわれ／＼が總論に叙べたやうな本質と意義とを擔ふものであるが、その具體的表現形式の中心は物財の消費、一層正確には所得の各欲求への配分過程として秩序づけられるのである。このことが、われ／＼をして家の經濟研究に當つて、家計費支出の構成及びその變化に注目せしめる所以である。

限界效用説が一個人を捕へ來つて、彼の欲望充足過程を嚴密に觀察する間から、人間經濟行爲における基本的合理法則を歸納する方法は、複雑多岐なる經濟の機構及び現象の分析過程として必然的に認容せられねばならぬ手續と言はねばならぬであらう。従つて、理想型として先づ抽象せられ構成せられることを目的とする理論構造を、直ちに非現實的との批判に訴へようとすることは妥當ではない。かゝる理想型的抽象によらずしては、理論の構成は不可能だからである。けれども、その理想型を移して現實と交渉せしめる場合には、その背後に在る現實的條件を十分に考慮せねばならぬことは言ふまでもない。再び限界效用説に立ちかへれば、欲望充足過程における一個人の資力配分は、恰も完全に獨立なる彼自身の欲望を對象とするものゝ如き様相を呈するけれども、仔細に考察するとき、彼の欲望及びその充足と言はれるものが、彼を成員として構成せられる家を背景とすることに想ひ到る。彼が欲望充足のために支出する費用部分は、全體としての家の經濟における資力配分の一項目に外ならぬ。それは、決して漫然と彼の手に何處からともなく現れた天與のものではなくて、家の消費經濟の全體的均衡の上における部分を成すものである。さうして又、彼の欲望と一應は理解せられるものも、かゝる家の經濟の制

約に立つ欲望であり、決して全く他との關聯から遮斷された不羈奔放なる欲望ではあり得ない。家の經濟を背後にもつての欲望なのである。一人の家婦が市場に於て食料を購ふ支出行爲は、決して彼女一人の個人的欲望満足に終始するものではなくて、家の經濟生活全體としての可及的最大限度を契機とすることを思ふ時、この間の消息は自ら了解せられる。かういふ意味で、個人的欲望充足過程として表現せられる個別的消費(支出)行爲も、結局は家の共同體へと統合せらるべきものであり、客觀的には、家計費支出として測定せられるのである。

さて、家計費支出として問題を取上げるとき、われわれは先づ消費法則として夙に與へられてゐる二大法則、即ちエンゲルの法則とシュワープの法則を顧なければならぬ。

われわれの仕事は、これ等の法則自體の檢討に在るのではなくて、これをわれわれの生活に近き實狀に即して反省しようとするのである。その目的への用意としてのみ二法則を概説するであらう。われわれはその要旨を郡菊之助教授の勞作に據つて試みるであらう。(註)

註

郡菊之助教授、人口と消費法則、第二、第三章

2 エンゲルの法則

通常、食物費に關する法則として知られるエンゲルの法則も、その解釋には廣狹二義が行はれ、必ずしも説の

一致するものを見ないのである。統計學者の間では、之を狹義に解することに殆ど一致してゐるやうであるが、國民經濟學者の見解に至つては區々として歸一を見ないこと、郡教授の詳細に紹述せられるところである。このことは更に進んで、唯一人の學者についても尙必しも見解の不動ではないことを示してゐる。われわれはその例證を外ならぬジイドに見出す。ジイド「經濟學原論」の舊版（第八版による英譯本六六三頁）によれば、エンゲルの法則は凡そ次の如くに要約せられる。

イ、家計の所得を増加するに伴ひ、食物に對する支出の割合は減少する。

ロ、家計の所得を増加するも、衣服に對する支出割合は大體不變である。

ハ、所得の如何にかゝはらず、地代・燃料・燈火費等の支出割合は殆ど不變である。

ニ、家計の所得を増加するに伴ひ、教育・保健・慰安・娛樂等への支出割合は漸増する。

（尙、郡教授、前掲書、三四九頁参照）

然るにジイド原論の比較的新しい版（例へば前掲飯島幡司博士邦譯本、八一〇頁）に在つては、右の如き叙述をすべて省き、僅かに註において、食物費に關する部分のみをエンゲルの法則として示すに止めてゐる。これによつても、同一人においてすら、この法則の意義の確定してゐないことを知るのである。

暫く郡教授の結論に従へば、エンゲルの法則が少くとも法則としての妥當性をもつためには、之を狹義に解し、食物費のみに關する法則として理解すべきであるといふ。蓋し、世界の諸國に行はれた家計調査について檢

する時、食物費のみは何れも同一の結果を提供するけれども、他の諸支出は、必ずしも法則に述べるが如き結果を實現してはゐないからである。

3 シュワープの法則

シュワープの法則として知られる住居費についての法則の要旨は、「人は貧乏であればあるほど、その所得額との關係に於て、居住のために支出せねばならない金額は愈々大となる。」といふに在る。(郡教授、前掲書、三七八頁)。換言すれば、一家の収入が少い家計のものほど、居住のために支出する金額の、全収入に對して占める割合が増加するといふのである。故にこの法則は、エンゲルの法則における食物費の代りに、住居費を以てしたものと看做すことが出来る。

シュワープの法則の妥當性に關しては、論議が少くなく、その調査方法につき、その計算方法につき、或はその後の實際調査との對比などにつき、種々なる問題を藏するのである。然しこれ等の法則自體の検討は他にゆづり、われわれは住居費の法則としてのシュワープ律の存在とその概念を知ればこゝでは十分である。

われわれの仕事は、これ等二つの消費法則を念頭におきながら、先づ比較的新らしい調査結果を提供して、この法則に照合して見ることである。能ふべくんば、その間から、二法則について何等かの積極的なわれわれの見解を提供したいのである。そのために、われわれは獨乙における調査と我が國の家計調査報告とを援用するであ

550

三 家計費支出の構成

1 獨乙勞働者に就て

一九二七年より二八年に至る獨乙勞働者の家計費支出を、收入階級別に示したものが即ち第一表である。

第一表 獨乙ニ於ケル家計費支出割合 (勞働者)

1927-1928

費目	収入階級 (年收)						平均
	RM以下 2,500	RM 2,500—3,000	RM 3,000—3,500	RM 3,600—4,300	RM 4,300	RM以上	
調査世帯數	86	265	293	178	84	896	
飲食物費 (1)	47.9	47.3	45.6	44.5	41.5	45.3	
住居費 (2)	15.0	13.8	13.8	13.5	14.1	13.9	
燃費 (3)	4.3	4.0	3.7	3.5	2.8	3.6	
衣服費	10.4	11.6	12.7	13.4	14.6	12.7	
その他諸費	22.4	23.3	24.2	25.1	27.0	24.5	
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

(1) 食料品及嗜好品ヲ含ム。(2) 家賃、設備費及ビ維持費ヲ含ム。(3) 娯房及ビ燈火費ヲ含ム。

(Statistisches Jahrbuch für das deutsche Reich 1938, S.393 = ヌリ計算調製ス)

之によつて、その支出構成割合を見る時凡そ次の如き結果を得る。

イ、飲食物費については、所得の増加するにつれて、全所得に對するその支出割合が極めて正確に減少してゆくことによつて、エンゲルの法則が實現せられてゐることを知る。

ロ、住居費については、所得の増加に伴ひ全所得に對する支出割合が漸減する傾向を示すけれども、最後の年收四千三百馬克以上のものに至つて反つて増加を示す。こゝではシュワープの法則は、正確には實現せられてゐないと言はねばならぬ。

ハ、光熱費は所得の増加と共に、全體に對する支出割合は正確に漸減してゐる。

ニ、被服費は所得の増加に伴ひ、全體に對する支出割合が正確に漸増してゐる。

ホ、其の他の諸費も被服費と同じく漸増してゐる。

2 我が國における家計費支出構成

我が内閣統計局による家計調査は、大正十五年九月より昭和二年八月に至る一箇年につき、最初の調査報告が發表せられたが、爾後三年間を中絶し、昭和六年以後は、米價統制のための基本資料を提供するために、毎年九月より翌年八月に至る一箇年の調査が、「家計調査報告」として發表せられ貴重なる資料を提供してゐるのである。われわれは今この報告を素材として、わが國における家計費支出構成割合が、收入階級別に見て如何なる状態に在るかを先づ検討しよう。

第二表 収入階級別支出構成割合（給料生活者） 實支出100=付

階級 収入	費目	昭 六 七 調	和 七 八 調	和 八 九 調	和 九 十 調	和 十 一 調	和 十 二 調	和 十 三 調	和 十 四 調	平 均
六十圓 未満	飲食物費	36.89	40.16	40.21	41.56	42.89	39.39	35.86	44.34	40.16
	住居費	19.54	18.54	17.07	18.47	16.00	14.49	16.01	13.24	16.67
	光熱費	5.15	6.13	7.69	5.63	6.68	4.97	6.09	6.55	6.11
	被服費	13.67	9.64	8.73	10.77	6.84	5.93	4.84	5.67	8.26
	其他諸費	24.75	25.53	26.30	23.57	27.59	35.22	37.20	30.20	28.80
	計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
七十圓 未満	飲食物費	35.82	35.23	35.53	38.83	39.92	40.57	41.48	45.34	39.09
	住居費	18.31	19.86	20.70	18.76	18.37	19.24	16.51	16.82	18.57
	光熱費	5.23	5.34	6.37	5.90	5.65	5.61	7.30	7.96	6.17
	被服費	12.73	11.91	10.71	9.91	10.62	8.67	8.90	7.37	10.10
	其他諸費	27.91	27.66	26.69	26.60	25.44	25.91	25.81	22.51	26.07
	計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
八十圓 未満	飲食物費	34.17	33.52	34.16	35.27	38.42	38.77	39.43	40.88	36.96
	住居費	20.10	19.28	19.63	19.04	18.65	17.65	17.87	19.75	19.00
	光熱費	5.33	5.14	5.53	5.54	5.71	5.71	6.09	6.85	5.75
	被服費	12.49	12.63	11.92	10.51	10.90	10.83	11.04	7.76	11.01
	其他諸費	27.86	29.43	28.71	28.64	26.32	27.04	25.52	24.76	27.28
	計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
九十圓 未満	飲食物費	33.02	32.86	31.49	34.97	36.92	36.97	37.14	40.33	35.47
	住居費	20.11	20.18	18.70	18.61	18.12	17.25	18.07	15.94	18.38
	光熱費	5.15	5.08	4.95	5.37	5.64	5.42	6.02	6.48	5.50
	被服費	12.42	12.91	12.20	12.03	10.98	11.53	10.61	8.86	11.44
	其他諸費	29.30	28.97	32.66	29.02	28.34	28.83	28.16	28.39	29.21
	計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
百圓 未満	飲食物費	32.07	33.12	32.56	33.20	35.39	34.93	37.09	37.21	34.45
	住居費	18.15	19.34	18.19	18.09	18.45	17.59	17.54	17.23	18.07
	光熱費	4.72	4.99	5.14	4.97	5.49	5.17	5.66	5.98	5.26
	被服費	13.61	12.23	12.66	11.73	11.12	11.34	10.84	9.16	11.59
	其他諸費	31.45	30.32	31.45	32.01	29.55	30.97	28.87	30.42	30.63
	計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
百圓 以上	飲食物費	29.88	30.07	29.41	30.70	31.71	32.88	34.44	35.86	31.87
	住居費	18.52	18.65	18.03	17.51	17.39	17.00	16.69	16.29	17.51
	光熱費	4.38	4.50	4.70	4.76	4.68	4.65	4.89	5.19	4.72
	被服費	13.57	13.33	13.12	13.01	12.30	11.93	11.83	10.63	12.48
	其他諸費	33.65	33.40	34.74	34.02	33.92	33.54	32.15	31.98	33.42
	計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

第三表 収入階級別支出構成割合(労働者) 賃支出100=付

階級 収入	費目	昭六	和七	昭七	和八	昭八	和九	昭九	和十	昭十	和十	昭十	和十	昭十	和十	昭十	和十	平均	
		七調	年查	八調	年查	九調	年查	十調	年查	十調	年查	十調	年查	十調	年查	十調	年查	十調	
五十圓未滿	飲食	44.05	44.88	44.91	47.79	47.21	54.85	49.49	50.48	47.96									
	住居	15.40	18.31	17.01	16.50	19.13	13.26	13.54	19.29	16.55									
	光熱	5.66	4.61	7.03	5.99	6.83	5.42	7.08	6.47	6.14									
	被服	9.92	10.42	8.29	10.22	6.94	10.96	7.45	6.89	8.89									
	其他諸費	24.97	21.78	22.73	19.50	19.89	15.51	22.44	16.87	20.46									
	計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00										
六十圓未滿	飲食	40.27	41.66	41.34	43.56	47.56	47.07	47.26	51.24	44.99									
	住居	18.22	18.27	18.06	17.53	17.05	17.55	16.65	15.22	17.32									
	光熱	5.49	5.07	5.89	5.83	5.87	6.01	6.99	7.04	6.02									
	被服	11.63	10.67	11.11	10.41	9.05	8.10	7.42	8.37	9.60									
	其他諸費	24.39	24.33	23.60	22.67	20.47	21.27	21.68	18.13	22.07									
	計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00										
七十圓未滿	飲食	38.06	39.54	39.30	42.26	43.53	45.23	46.42	48.31	42.83									
	住居	18.02	17.63	17.67	16.62	16.85	16.88	16.56	16.36	17.08									
	光熱	4.94	5.04	5.56	5.50	5.62	5.72	6.05	6.91	5.67									
	被服	12.12	11.65	10.55	10.76	10.14	9.84	9.12	7.37	10.19									
	其他諸費	26.86	26.14	26.92	24.86	23.86	22.33	21.85	21.05	24.23									
	計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00										
八十圓未滿	飲食	36.61	36.63	37.23	40.79	41.87	41.33	44.76	45.89	40.63									
	住居	17.35	17.55	16.99	17.21	16.39	16.35	16.55	15.24	16.70									
	光熱	4.78	4.85	5.17	5.22	5.19	5.18	5.58	6.19	5.27									
	被服	12.55	11.99	11.85	10.78	10.58	10.10	9.02	8.58	10.68									
	其他諸費	28.71	28.98	28.76	26.00	25.97	27.04	24.09	24.19	26.72									
	計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00										
九十圓未滿	飲食	35.05	35.10	36.91	38.64	40.16	39.50	42.24	44.33	38.99									
	住居	17.50	17.68	16.81	16.30	16.01	15.50	16.30	15.40	16.44									
	光熱	4.60	4.56	4.84	4.83	4.95	4.76	5.44	5.58	4.94									
	被服	12.75	12.35	12.30	12.08	11.25	10.74	9.77	8.90	11.27									
	其他諸費	30.10	30.31	29.14	28.15	27.63	29.50	26.25	25.79	28.36									
	計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00										
百圓未滿	飲食	35.22	35.11	35.40	36.61	38.12	38.79	40.46	42.20	37.74									
	住居	17.30	16.72	17.26	15.93	16.45	15.52	16.06	15.05	16.29									
	光熱	4.56	4.44	4.50	4.58	4.76	4.57	5.12	5.77	4.79									
	被服	12.91	12.47	12.60	11.88	11.56	11.48	10.44	9.28	11.57									
	其他諸費	30.01	31.26	30.24	31.00	29.10	29.64	27.92	27.70	29.61									
	計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00										
百圓以上	飲食	31.92	32.83	32.62	34.93	36.18	36.26	37.53	38.67	35.12									
	住居	16.78	16.67	15.86	15.43	15.74	14.90	14.83	14.23	15.55									
	光熱	4.11	4.08	4.19	4.19	4.31	4.20	4.49	4.80	4.30									
	被服	13.68	13.09	13.02	13.17	11.94	12.18	11.21	10.42	12.34									
	其他諸費	33.51	33.33	34.31	32.28	31.83	32.46	31.89	31.88	32.69									
	計	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00										

家の経済における所得配分の研究

第二表は給料生活者に關するものであり、昭和六・七年の調査より昭和十三・十四年の調査に至る最近八箇年間の五大費目、即ち飲食物費・住居費・光熱費・被服費・其の他の諸費⁽¹⁾に就き、全實支出⁽²⁾に對する各々の割合を示したものである。第三表は、同趣の内容についての勞働者家計の報告である。

さて、之等の二表により、各年の支出構成を個別的に比較研究する間から、各費目が全支出に對して占める割合の傾向を窺ひ得るであらう。殊に昭和十三年以降の事變による影響についても注目すべき諸點を認めるのであるが、これについては後段に於て改めて考察したい。

いま觀察の便宜上、之等最近八箇年間の調査結果を、各費目について平均して總括的にそれ等の傾向を觀察するために第四表を作成するであらう。

第四表 収入階級別支出割合 (最近八年間平均) 自昭和六・七年 至昭和十三・十四年

収入階級	費目	給料生活者						
		總額	飲食物費	住居費	光熱費	被服費	其ノ他ノ諸費	
60 圓 未満	100	40.16	16.67	6.11	8.26	28.80		
70 "	100	39.09	18.57	6.17	10.10	26.07		
80 "	100	36.96	19.00	5.75	11.01	27.28		
90 "	100	35.47	18.88	5.50	11.44	29.21		
100 "	100	34.45	18.07	5.26	11.59	30.63		
100 圓 以上	100	31.87	17.51	4.72	12.48	33.42		
勞働者								
50 圓 未満	100	47.96	16.55	6.14	8.89	20.46		
60 "	100	44.99	17.32	6.02	9.60	22.07		
70 "	100	42.83	17.08	5.67	10.19	24.23		
80 "	100	40.63	16.70	5.27	10.68	26.72		
90 "	100	38.99	16.44	4.94	11.27	28.36		
100 "	100	37.74	16.29	4.79	11.57	29.61		
100 圓 以上	100	35.12	15.55	4.30	12.34	32.69		

(前二表ニヨリ調整ス)

イ、飲食物費。

飲食物費は、給料生活者及び労働者共に、所得の増加に伴ひその支出割合を極めて正確に漸減することによつて、エンゲルの法則はこゝにも完全に證明されてゐる。然し給料生活者と労働者の各飲食物費支出割合を比較するときは、等しくエンゲルの法則の支配下に在りながらも、尙その間に程度の差異が存在し、労働者においてその割合の比較的大きいことを認める。(第一圖)

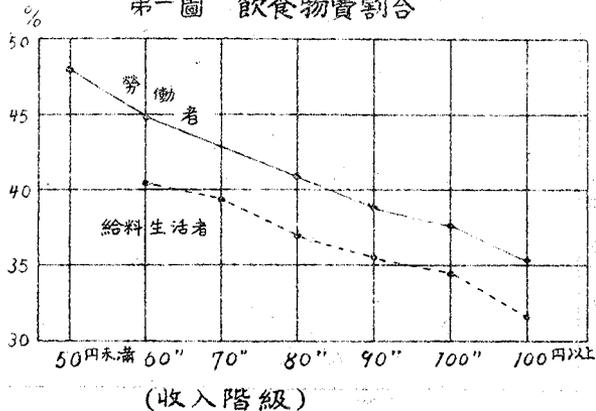
ロ、住居費。

給料生活者に在つては収入八拾圓未滿に達するまでは、住居費の支出割合は漸増するが、それ以上に至れば漸減する。

労働者の場合は、収入六拾圓未滿に至るまで割合を増し、それ以後は漸減する。

こゝでシュワープの法則が、我が國の状態について再び問題となる。之等の結果で明かなる如く、シュワープの法則は、その本来の法則が主張するが如くは實現せられてゐないのである。この點では、少くとも我が國の調査が關する限り、この法則の無條件的受容は許されぬこととなる。他の國々における過去の調査も同

第一圖 飲食物費割合



様にこの法則の正確なる實現を示し得ないことの事實は、こゝで思ひ併されねばならぬ。

それならば、この法則が全然何等の傾向をも示さずと断定し得るであらうか。わたくしは必ずしも然らずと考へる。わが國の場合で見れば、所得の比較的僅少なものの程、その割合も僅少であるが、或る限度を越える

時は、傾向は逆となり、所得の増加と共にその割合を漸減してこゝにシユワーベの法則の表現を見るのである。

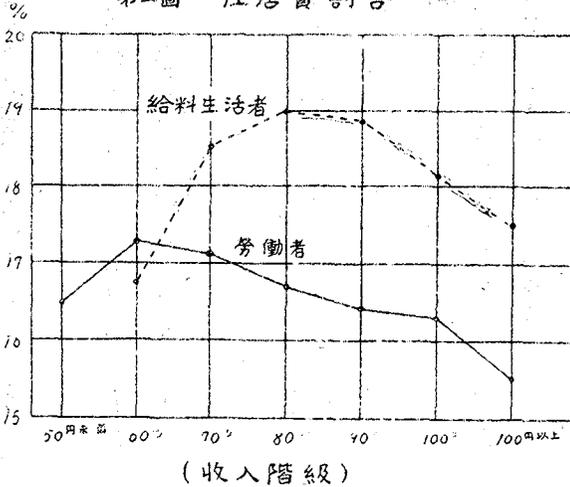
唯、その全支出に對する割合の程度及び限界點は給料生活者と勞働者とで同一ではない。(第二圖)

わたくしは、右の如き結果と大正八年の汐見博士による調査並に獨逸のハムプケの調査(郡教授、前掲書、三八—三九頁)とを併せ考ふることによつて、凡そ次の如き結論が、シユワーベの法則の修正として提出し得られるのではないかと考へる。

即ち住居費の全支出に對する割合は、所得が一定の大きさに達するまでは漸増の傾向をもち、それ以後は漸減の傾向をもつといふのである。さうしてこの限界的所得

家の經濟における所得配分の研究

第二圖 住居費割合



ハ、光熱費。
 は、給料生活者と労働者として異なる如く、更に各國の状態により、各種の職業により、變化するものである。(3)

之については給料生活者の、収入七拾圓未満の階級が僅少の例外をなす外は、給料生活者及び労働者双方を通じて、所得の増加と共に支出割合を漸減し、飲食物費に關するエンゲルの法則と同一傾向が認められる。これに就ては前出獨逸の調査とも全く一致するのである。

ニ、被服費。

これは、給料生活者及び労働者を通じて、所得を増加するにつれて、正確に支出割合は漸増する。即ちこゝではエンゲル律の逆が實證せられてゐるのである。

ホ、其の他の諸費

労働者の場合は、所得の増加と共に正確に支出割合を増加してゆくが、給料生活者については、所得が僅少の間は不規則であり、一定額以上に至つて漸増する。然し「其の他の諸費」については、後に示す如くその内譯について考へられねばならない。

註

- (1) 「其の他の諸費」の内譯は、社會生活費（保健衛生・育児・教育・交通・通信運搬・文房具・負擔の諸費）、文化費（交際・修養娛樂・旅行の諸費）及び其の他（記入不備・その他）である。

(2) 實支出は總支出に對する概念で、こゝに見るが如き費目の總計である。總支出はその上に、貯金・無盡・保險・貸金

繰越・質・負債・掛買等の支出が加つたもので、家計の實際の金錢の動きは總収入及び總支出が之を示す。こゝでは

私は實支出を觀察の對象とした。

(3) 郡教授、前掲書、三八三頁

四 家計費支出の構成變化

1 概 説

上述するところによつてわれわれは、家計費支出が収入階級を異にするに應じて、如何なる比例的構成をなすかにつき、五大費目を中心として考察し、從來の消費經濟に關する法則がわが國の實狀に對してもつ妥當性を検討したのであつた。

進んで取上げる支出構成の變化とは、収入の階級別を措き、主要なる支出費目の年次的推移を明かならしめようとするものである。即ちこれによつて、消費經濟の内容が、時間的經過と共に如何なる變化をうけつゝあるかを、一般的に理解することができると考へるからである。

惟ふに一つの消費經濟單位としての家計は、統括的意志をもつて指導せられる經營體であり、そこに資力配分が實踐せられゆくものである。けれども、かゝる主體的・意志的行爲は、その一切がひとつ／＼嚴密な反省と自覺に

よつて規律せらるゝとは言ひ得ない。既に日常生活の経験によつて形式が成就せられ、日々反復せられる多くの行爲は、寧ろ殆ど反射的にすら實現せられゆく傾向をもつ。かゝる日常生活の反復の間にも、然し乍ら尙、社會經濟的變動は常に多かれ少なかれ家の經濟へと波動を興へるのである。かゝる社會經濟の一般的波動は、その壓力の強弱・緩急に應じて、時には殆ど自覺せざるうちに影響を受け入れることがあり、時には事態の並々ならぬ緊迫が、家の經濟主體の自覺と反省とを要求する場合もあるであらう。前者の場合には、比較的長い時間的経過のうちに徐々にその變化がもたらされるであらうし、後者の場合には、必要なる時點或は比較的短い時間経過の間に、飛躍的な變化が實現せしめられるであらう。一國々民經濟の計畫と統制の強化は、大體この後者の場合に當ると見られる。さうしてその程度に應じて、家の經濟も亦變化をうけざるを得ないのである。われわれは先づ最近における我が國家計費支出の構成の變化を検討しよう。

2 生活必要費

最初に生活必要費たる飲食物費・住居費・光熱費及び被服費を取上げねばならぬが、之等の諸費について、總括的に認められる、極めて興味ふかき一事實は、生活必要費の總額が全支出に對して占める割合は、殆ど著しい變化を示してゐないことである。(第五表)

第五表 生活必要費ノ實支出ニ對スル割合

年次	階級	給料生活者	労働者
昭和六・七年調査	〃	68.82%	70.10%
〃 七・八	〃	68.90	69.68
〃 八・九	〃	67.29	69.66
〃 九・十	〃	69.25	71.09
〃 十・十一	〃	69.05	71.82
〃 十一・十二	〃	68.46	70.59
〃 十二・十三	〃	69.63	71.43
〃 十三・十四	〃	68.80	70.89

即ち最近八年間を通じて、生活必要費の總額が全實支出に對して占める割合は、給料生活者及び労働者共に凡そ七割である。このことは、今日までの生活必要費の基準として極めて重要な一事實である。

然るに、その内譯たる各費目に立入つて分析する時は、かゝる總體的に不動なるものも、構成要素の變化の相殺的平均として出現したものであることを知るのである。第六表及び第七表は即ちその内譯の變化を示す。

第六表 家計ニ於ケル實支出ノ構成變化 (給料生活者)

調査年次	平均支出	飲食物費	住居費	光熱費	被服費	社會生活費	文化費	其ノ他費
大正十五年 調査	89.65	32.44	16.60	4.56	12.21	10.63	11.08	2.04
昭和六年 七年調査	82.46	26.34	15.60	3.95	10.86	10.83	13.17	1.71
〃 七 八 〃	83.02	26.59	15.92	4.03	10.66	10.28	13.35	2.19
〃 八 九 〃	86.25	26.90	15.94	4.33	10.87	11.18	14.60	2.43
〃 九 十 〃	86.12	28.41	15.54	4.36	10.47	10.67	13.89	2.78
〃 十 十 一 〃	86.89	29.89	15.54	4.47	10.10	10.76	13.39	2.74
〃 十 十 二 〃	88.37	30.66	15.25	4.41	10.18	11.53	13.68	2.61
〃 十 十 三 〃	89.17	31.96	15.27	4.75	10.11	11.88	13.13	2.07
〃 十 十 四 〃	92.67	34.13	15.32	5.13	9.36	12.97	13.58	2.18
同 上 比 例								
大正十五年 調査	100	36.18	18.52	5.90	13.62	11.85	12.36	2.28
昭和六年 七年調査	100	31.94	18.92	4.79	13.17	13.14	15.97	2.07
〃 七 八 〃	100	32.03	19.13	4.85	12.84	12.37	16.09	2.64
〃 八 九 〃	100	31.19	18.48	5.02	12.60	12.96	16.93	2.82
〃 九 十 〃	100	32.99	19.04	5.06	12.16	12.39	16.13	3.23
〃 十 十 一 〃	100	34.40	17.89	5.14	11.62	12.38	15.42	3.15
〃 十 十 二 〃	100	34.69	17.26	4.99	11.52	13.11	15.48	2.95
〃 十 十 三 〃	100	35.84	17.12	5.33	11.34	13.32	14.73	2.32
〃 十 十 四 〃	100	36.83	16.53	5.34	10.10	14.00	14.65	2.35

第七表 家計ニ於ケル實支出ノ構成變化 (勞働者)

調査年次	平均支出	飲食物費	住居費	光熱費	被服費	社会生活費	文化費	其ノ他費
大正十五年調査	82.95 ^円	32.85 ^円	14.19 ^円	4.08 ^円	10.33 ^円	9.55 ^円	9.28 ^円	2.67 ^円
昭和六年調査	73.08	25.83	12.69	3.36	9.35	8.91	10.71	2.23
〃七〃	74.57	26.53	12.84	3.38	9.21	9.10	11.32	2.19
〃八〃	75.05	26.94	12.60	3.59	9.15	9.05	11.22	2.50
〃九〃	76.73	29.30	12.43	3.67	9.15	9.09	10.62	2.47
〃十〃	76.65	30.30	12.43	3.74	8.53	9.04	10.34	2.22
〃十一〃	79.17	30.99	12.33	3.72	8.85	9.79	11.00	2.49
〃十二〃	81.09	32.76	12.66	4.07	8.43	10.05	10.97	2.15
〃十三〃	84.05	34.60	12.37	4.45	8.16	10.79	11.24	2.44
同 上 比 例								
大正十五年調査	100	39.60	17.11	4.92	12.45	11.51	11.19 ^円	3.22
昭和六年調査	100	35.35	17.36	4.60	12.79	12.20	14.66	3.04
〃七〃	100	35.58	17.22	4.53	12.35	12.20	15.18	2.94
〃八〃	100	35.90	16.79	4.78	12.19	12.05	14.96	3.33
〃九〃	100	38.19	16.20	4.78	11.92	11.85	13.84	3.22
〃十〃	100	39.53	16.22	4.88	11.19	11.79	13.50	2.89
〃十一〃	100	39.14	15.57	4.70	11.18	12.38	13.89	3.14
〃十二〃	100	40.40	15.62	5.02	10.39	12.39	13.53	2.65
〃十三〃	100	41.17	14.72	5.29	9.71	12.84	13.37	2.90

家の經濟における所得配分の研究

イ、飲食物費。

之は實數に於ても亦割合に於ても共に増加を示してゐる。

ロ、住居費。

比較的變動少く、最近には幾分減少の傾向に在る。

ハ、光熱費。

之も變化は少いと觀られるが、事變後は割合を増加してゐる。

ニ、被服費。

之は實數及び比例共に著しく減少の傾向に在ることが注目し得る。

さて之等の各費目における構成の割合變化を通覽して、到達すべき結論は、等しく生活必要費として一括せらるゝものゝ間にも、尙需要の弾力性の有無によつて著しい差異の存在する事實である。このことは、他面一般物價殊に消費經濟に最も密接なる關係をもつ生計費の變動を併せて考慮せねばならぬ。これについては、次節に改めて考察するところであるが、こゝでは僅かに一瞥をなすにとどめる。即ち近年の繼續的物價騰貴によつて、需要の弾力性に乏しい飲食物の如きに、比較的多くの支出を割當てねばならないとすれば、他面、必然的に弾力性の多い消費目的物は、それだけ縮少せしめられねばならなくなる。被服費における減少は、即ちこの事實の反映に外ならぬと觀られるのである。

3 其の他の諸費

「其の他の諸費」として、こゝに總括せられるものは、社會生活費、文化費及びそれ以外のものを含む。

イ、社會生活費については、給料生活者及び労働者共に不規則な變化を示してゐるが、最近三箇年殊に事變に入つてからは、明白に増加を示してゐる。

ロ、文化費については概観して、實數における變化は寧ろ少いけれども、全支出に對する割合について見るときは漸減の傾向を示し、事變に入つてからも同様である。

社會生活費及び文化費については次節で試みる如く、内容の個別的檢討が必要であらう。

五 戦争と家計費支出

1 支那事變の影響

前節に於ては、時間的經過に伴ふ家計費支出の構成を概観した。こゝでは昭和十二年秋以來の日支事變が、家計費支出構成に對して如何なる影響を與へてゐるかを觀察したい。これによつて、戰時の統制強化が家計に及ぶ影響を知ると共に、消費經濟の再編成に對する基本的資料を得られると思はれるからである。

イ、飲食物費。

曩にも概観したやうに、飲食物費は最近漸増の傾向に在るが、殊に支那事變以後において其の割合増加が目立

つのである。これに關してのわれ／＼の考察は次の如くである。

先づわれ／＼は、昭和七年以降の繼續的物價騰貴を念頭におき、飲食物が消費目的物として最も弾力性に乏しい性質をもつことを思ふとき、その繼續的比例増加を理解し得ると共に、事變以來の物價暴騰が、その支出比例の激増を説明する。

殊に、生計費指數をとつて對照するとき、昭和十二年七月を基準とする全國生計費指數は、絶えず著しい上昇を示してゐるのである。いま勞働者に就て見れば、事變前（昭和十一・十二年度）の飲食物費の實支出に對する割合は三四・六九%であり、最近（昭和十三・十四年度）の割合は三六・八三%で、差引二・一四%の割合増加を示す。然るに、全國勞働者生計費指數中の飲食物費は、昭和十二年七月の一〇〇に對し、同十四年八月は一・二五六となつてゐる。家計費調査が前年九月から翌年八月までを調査期間とするに倣つて、いま生計費指數に就ても、昭和十三年九月から同十四年八月に至る一箇年間の平均騰貴率を求めれば一六・七五となる。こゝに於てかわれ／＼は知るのである。生計費指數における飲食物費が、事變前に比し一割六分強の騰貴を示してゐる時、家計費における飲食物費の割合増加は二分強にすぎないのである。そこで、消費經濟において、若し飲食物を質的に事變前のまゝを維持せんとすれば、必然的に數量の激減をもつてせねばならず、又若し數量の維持を守らうとすれば、質の低下は必然的でなければならぬ。さうして、飲食物の如きは、大體において需要の弾力性に乏しく、一定の數量的維持が必要であることから、實際生活に現はれる状態は、質における低下と嗜好品的奢侈的消

費の減退となつて示されるのである。固より支出總額が物價騰貴に比例して増加すれば、内容的には不動であるが、戦前の全實支出一〇〇に對し、昭和十三・四年度の増加割合は僅かに一〇六にすぎない。

いま飲食物のために實際に支出せられる金額をとり、事變前に對する増減を見れば次の如くなる。

費 目		飲食物費	住居費	光熱費	被服費
年 度	事 變 前	100	100	103	100
昭和十三・十四年度 (給料生活者)		111.3	100.5	116.3	91.7
同 (券 働 者)		111.0	100.3	119.6	92.7

この表は事變前の支出金額を一〇〇としての割合であるから、例へば住居費の如きは、この表で見るやうに金額としては微少の増加となつてゐるが、家計の全實支出の上からは、既に第六表、第七表の比例に見る如く減少してゐることに注意せられねばならない。住居費については次の(ロ)を参照せられたい。

ロ、住居費。

住居費は生計費指數についても騰貴率比較的少く、昭和十二年七月の一〇〇に對し、同十四年八月労働者一〇七・七、給料生活者一〇六・二である。家計費における住居費の變動の少いことは、この生計費の變動と共に考

へられねばならぬ。

ハ、光熱費。

事變後の支出割合増加は著しく、このことは生計費指數についても亦同様であつて、この點で光熱費は飲食物費と甚しく傾向を類似する。

ニ、被服費。

給料生活者、勞働者共に著しく割合の減退を示してゐることは、これが飲食物及び光熱に比してもつ需要彈力性の優越性と、價格の繼續的高騰とに原因を求められねばならぬ。⁽⁵⁾ 新調見合せ、古物起用、廢物利用等が被服に就ては、最も廣く行はれ得る可能性が示されてゐる。

ホ、社會生活費。

一般的に社會生活費は著しく高騰を示してゐるが、之については内容を検討せねばならぬ。第八表及び第九表は之を年次的に示すものである。

第八表

社会生活費の構成変化

(給料生活者)

費目	健康衛生	育児費	教育費	交通費	通信費	交厚具費	負擔費
大正十五年調査	5.69 ^円	1.49 ^円	0.88 ^円	1.25 ^円	0.33 ^円	0.21 ^円	0.78 ^円
昭和二年調査	6.34	0.70	0.99	1.53	0.43	0.18	0.61
昭和六・七調査	5.81	0.65	1.18	1.44	0.41	0.16	0.63
七八	6.15	0.74	1.26	1.71	0.43	0.19	0.70
八九	5.68	0.67	1.38	1.66	0.45	0.15	0.68
九一	5.71	0.68	1.37	1.78	0.44	0.16	0.62
十一	6.08	0.78	1.50	1.78	0.46	0.24	0.74
十二	6.28	0.82	1.52	1.79	0.39	0.12	0.66
十三	7.00	0.97	1.60	1.90	0.38	0.14	0.98

同 上 比 例

(實支出100に付)

大正十五年調査	6.35	1.66	0.93	1.39	0.37	0.23	0.87
昭和二年調査	7.69	0.85	1.20	1.92	0.52	0.22	0.74
昭和六・七調査	7.00	0.78	1.42	1.73	0.49	0.19	0.76
七八	7.13	0.86	1.46	1.98	0.50	0.22	0.81
八九	6.59	0.78	1.60	1.93	0.52	0.18	0.79
九一	6.57	0.78	1.58	2.05	0.51	0.18	0.71
十一	6.88	0.88	1.70	2.02	0.52	0.27	0.84
十二	7.04	0.92	1.70	2.01	0.44	0.13	1.08
十三	7.55	1.05	1.73	2.05	0.41	0.15	1.06

之等によつて、事變前（昭和十一・十二年度）の割合と最近（昭和十三・十四年度）の割合との増減を比較すれば、即ち左の如くなる。

	保健費	育児費	教育費	交通費	通信費	文房具費	負擔費
給養生活者	+ 0.67	+ 0.17	+ 0.03	+ 0.03	- 0.11	- 0.12	+ 0.22
労働者	+ 0.17	- 0.01	+ 0.18	+ 0.08	- 0.03	- 0.16	+ 0.23

即ち社會生活費中、通信運搬費と文具房費は給料生活者、労働者共に減少してゐるが、他は労働者の育児費の微少なる減退を除いて皆増加してゐる。殊に注目に値するのは負擔費の著しい上昇でこれは國費負擔の反映と見られよう。

へ、文化費。

第一〇表 文化費の構成變化(給料生活者)

費 目 年 次	交 際 費	修養娛樂費	旅 行 費
大正十五・昭和二年調査	円 6.44	円 3.77	円 0.87
昭和六・七年調査	7.41	4.69	1.07
ク 七・八 ク	7.47	4.78	1.10
ク 八・九 ク	7.95	5.44	1.21
ク 九・十 ク	7.58	5.14	1.17
ク 十・十一 ク	7.34	4.96	1.09
ク 十一・十二 ク	7.68	4.97	1.03
ク 十二・十三 ク	7.57	4.67	0.89
ク 十三・十四 ク	7.69	4.74	1.15
同 上 比 例 (實支出100=付)			
大正十五・昭和二年調査	7.18	4.21	0.97
昭和六・七年調査	8.99	5.69	1.29
ク 七・八 ク	9.00	5.76	1.33
ク 八・九 ク	9.22	6.31	1.40
ク 九・十 ク	8.80	5.97	1.36
ク 十・十一 ク	8.45	5.71	1.26
ク 十一・十二 ク	8.69	5.62	1.17
ク 十二・十三 ク	8.49	5.24	1.00
ク 十三・十四 ク	8.30	5.11	1.24

第一一表 文化費の構成変化(労働者)

家の経済における所得配分の研究

年 次	交 際 費	修養娛樂費	旅 行 費
大正十五・昭和二年調査	円 5.56	円 2.94	円 0.78
昭和六・七年調査	6.48	3.55	0.68
〃 七・八 〃	6.75	3.83	0.74
〃 八・九 〃	6.61	3.93	0.68
〃 九・十 〃	6.16	3.80	0.66
〃 十・十一 〃	6.03	3.70	0.61
〃 十一・十二 〃	6.44	3.86	0.70
〃 十二・十三 〃	6.56	3.79	0.62
〃 十三・十四 〃	6.69	3.86	0.69
同 上 比 例 (賃支出100=付)			
大正十五・昭和二年調査	6.70	3.55	0.94
昭和六・七年調査	8.87	4.86	0.93
〃 七・八 〃	9.05	5.14	0.99
〃 八・九 〃	8.81	5.24	0.91
〃 九・十 〃	8.03	4.95	0.86
〃 十・十一 〃	7.87	4.83	0.80
〃 十一・十二 〃	8.13	4.88	0.88
〃 十二・十三 〃	8.09	4.67	0.77
〃 十三・十四 〃	7.96	4.59	0.82

第一〇表及び第一一表は文化費の内譯を示したものであるが、之を前述の社會生活費に倣つて、事變の前後を比較すれば左の如くなる。

	交 際 費	修 養 娛 樂 費	旅 行 費
給 料 生 活 者	- 0.39	- 0.51	+ 0.07
勞 働 者	- 0.17	- 0.29	- 0.06

即ち、給料生活者の旅行費が僅少の増加を見せてゐる外は、すべて減退して居り、就中修養娛樂費の減少は著しく目に立つ。戦争のひづみが生活の如何なる部面によく現はれるか之によつて窺はれよう。

註

(1) 統計集誌、各號

(2) 被服費については、事變後昭和十四年九月頃までに著しく騰貴し、その後は稍々緩慢である。それに反して食料品は最近（昭和十五年四月）に至る程急騰を示してゐる。

東洋經濟「統計月報」昭和十五年六月参照。

2 第一次世界大戰前後の獨乙

戦争が家計に及ぶ影響につき、わたくしは一つの興味ある資料として、フュールト女史による第一次世界大戰

前後の獨乙に關する報告を摘記したい。(1) 比較せられた年次は戰前として一九一三乃至一四年、戰後として一九二〇年、一九二一年及び時に一九二二年四半季が示される。

獨乙を考へる場合には、戰後における驚異的インフレーションを先づ念頭におかねばならない。一九一四年から一九二二年四月一日まで主要食料品は平均四十一倍に騰貴した。下衣・衣服・靴は六十倍乃至八十倍に、煖房費は七十倍乃至九十倍に、瓦斯・電氣は二十倍乃至二十八倍に騰貴し、かうして生活費全體としては五十四倍乃至六十倍の騰貴となつたのである。

これに對して他方收入増加を見る時、一九二一年末には勞働者所得が平和時代の十七倍、一九二二年初頭には三十倍となつたにすぎぬ。フランクフルト・アム・マインの市史僚の收入は、下級者平和時代の十六倍乃至二十倍（臨時手當を加へて二十倍—二十三倍）、上級者十一倍乃至十四倍（手當を加へて十三倍—十六倍）、文筆業者・醫師等の自由職業者は十五倍乃至十七倍の増收となつた。(2)

かくて收入増加に比して物價暴騰は比較にならぬ程大きく、そのために大戦後の獨乙困難時代が現出されたことは人の知る通りである。殊に勞働能力なきもの・廢人・生活薄弱者・金利生活者・戰傷者・遺族・老齡者等が一層の生活困難にさらされ、その結果女子の勤勞者は増加し一般的に國民の榮養は低下をつづけた。さうして短期の生活的限界たる生活水準の最低限 (Rubner はこの限界を平常時の消費の六割となす)(3) に近づきつゝあつた。

第一二表 主要飲食物ノ支出割合

費目		年次	1913-14	1920	1921
			%	%	%
黒	パン		4.2	5.9	5.2
白	パン		6.7	0.4	2.4
ビスケット			1.8	0.5	0.6
肉	類		19.4	14.9	18.6
鳥	肉 魚 肉		3.9	6.0	2.0
ハム	腸 詰		2.8	4.3	3.8
チーズ	練		1.7	2.8	3.1
油	脂		1.3	11.8	7.7
サラダ油	酢		1.1	2.2	2.7
	卵		9.0	7.2	8.7
バター	一		6.3	2.9	4.2
牛	乳		7.6	2.7	3.3
砂糖	糖		2.3	2.7	3.2
珈琲	其 他		2.2	2.5	3.6
茶	チョコレート		1.5	2.8	1.1
鹽	香 料		0.4	1.2	1.0
穀物	穀 粉		3.1	5.4	8.1
馬鈴	薯		1.7	6.8	4.6
豆	類		0.4	0.7	0.5
野菜	菜		4.8	4.4	5.2
酒	類		4.0	4.3	1.7
ビール	林檎酒		2.3	2.5	2.8
珍味	類		0.5	0.1	—
果	實		11.0	5.0	5.9
			100	100	100

第十二表によれば、全支出に對し戦後に於て特に減少した項目は白パン・ビスケット・バター・牛乳・酒類・果實等であり、之に反して増加したものは黒パン・ハム・腸詰・チーズ・練・油脂・サラダ油・酢・砂糖・珈琲・穀物・馬鈴薯等である。次の第十三表は前表に對して補充的意味をもつであらう。

第一三表

奢侈的・嗜好的支出 (全支出100=付)

費目	年次	1913-14	1920	1921
煙草	草類	0.4%	0.3	0.01
菓子	珍味類	0.6	0.3	0.3
文藝	化粧費	0.4	0.6	0.9
交際	實際歩費	0.4	0.4	0.4
散歩	劇音費	0.9	0.6	0.8
觀劇	觀劇音費	0.6	0.4	0.3
酒	酒類	1.1	2.0	0.8
氷	氷類	0.1	0.2	0.1

之等二表を通じて、われわれは物價騰貴と需要の弾力性を併せ考慮せねばならぬことは、既に反復したところであつて、その結果、支出割合として増加率を示すとしても、價格騰貴を考へる時現實生活は何等餘裕あるものではなく、遙かに戦前に遠い状態に在ることを考へねばならぬ。同時に生活の絶対必需品への割當増加は他の項目におけるゆがみとなつて現はれてゐるのである。いま参考のために一日一人當りの消費量を一瞥しよう。

第一四表 重要食料品使用量 一日一人當

費目		1913-14	1920	1921
年次				
黒	パン	175瓦	330瓦	243瓦
白	パン	115	8	41
肉	類	130	75	105
腸	詰・火腿類	17	18	17
脂	肪類	9	19	43
蛋	卵	32.5	8	9
牛	乳	1.4	0.4	0.7
砂	糖	0.4	0.075	0.063
小	麥粉ノ他	63	69	56
豆	類	89	105	43
馬	鈴薯	13	20	12
果	實	300	980	328
		375	282	123

之を前一二表と比較するとき、例へばパン・腸詰は支出割合増加してゐるけれども、現實の使用量は殆ど増減なく、砂糖の如きは支出割合増加にも不拘、現實の使用量は減少してゐる。價格の作用がこゝに有力に存在することを知る。

飲食物以外への支出として、第十五表をかゝげよう。

第一五表 其ノ他ノ諸支出

家の經濟における所得配分の研究

年次 年支出 費目	1913 - 14		1920		1921	
	金額	%	金額	%	金額	%
家賃	1200.00	17.0	1600.00	8.1	1600.00	6.0
貯蓄銀行掛金	500.00	7.0	500.00	2.5	500.00	1.9
租稅公課	949.12	13.5	1006.02	3.1	3560.35	13.3
家庭教師費	62.70	—	—	—	—	—
教科書籍	17.75	1.2	—	—	—	—
新書	18.70	0.7	168.30	1.6	268.30	2.0
新聞	30.25		138.70		262.75	
樂譜	3.70	—	—	—	—	—
交際費	44.50	0.6	209.00	1.1	289.00	1.1
婦人衣服	299.03	4.3	1616.50	8.2	577.50	2.0
男子衣服	203.65	2.9	2136.75	10.9	2146.70	8.0
帽子	31.85	0.5	—	—	2155.00	8.0
下着	52.45	0.7	135.00	0.7	118.00	0.4
靴類	98.65	1.3	922.25	4.7	280.00	1.1
調理	—	—	228.70	1.2	476.00	1.8
家庭用具	268.25	3.8	2874.90	14.6	1230.25	4.6
職業手間	65.65	0.9	500.75	2.5	50.00	0.2
義捐	222.70	3.2	812.25	4.1	1259.35	4.7
贈答	217.14	3.1	216.85	1.1	229.50	0.9
煙草	407.42	5.8	1212.30	6.2	824.25	3.1
遠足	43.10	0.6	181.00	1.0	67.50	0.3
旅行	97.30	1.2	297.70	1.5	505.30	1.9
小遣	727.30	10.3	1201.50	6.1	3829.00	14.7
郵電	357.40	5.1	1200.00	6.1	1200.00	4.5
觀劇	72.57	1.3	366.85	1.9	466.55	1.7
醫療	30.60	0.4	85.10	0.4	186.00	0.7
藥費	70.95	1.3	204.70	1.0	210.30	0.8
雜費	308.00	4.3	220.00	1.5	1830.00	6.8
保險	50.18	0.7	180.05	1.0	507.00	1.9
計	525.75	7.5	1091.95	5.5	1715.95	6.4
計	56.60	0.8	281.14	1.4	329.40	1.2
計	7033.26	100.0	19688.26	100.0	24002.45	100.0

(1) 別 = 2500馬克ヲ既婚ノ子供ヨリ旅行費トシテ受ク

この表において支出の總計は戦前に比し一九二〇年は約二・七倍、一九二二年は三・四倍に増加してゐるけれども、既に述べたる物價の狂騰を考へる時は生活は著しく困難であつたことを知る。

註

(1) H. Furth, *Der Haushalt vor und nach dem Krieg*, 1922.

(2) 〃 , *a. a. O.*, S. 57

(3) 〃 , 〃 , S. 10

六 消費經濟と統制經濟

1 消費經濟における均衡

家の消費經濟は、ひとつの統括的意志をもつ經營體によつて計畫せられ實行せられる經濟であるけれども、常に在つての計畫實行が必ずしも一々意識的・反省的であるとはいはれず、寧ろ多くの事項に就ては、過去の經驗に基づく反射的行爲として反復せられ勝ちである。一國の經濟の動きが尋常であり、一家の生活經營に著しい變動を發生せしめぬ限り、この反復的行爲はそのまゝ繼續せられるであらう。

かくの如き日常消費經濟の反復は、自由經濟を原則とする經濟組織の中で、われわれの經驗の間から樹立せられたものであり、このことは又他の多くの日常的經濟行爲についても同様なことである。ジョセフ・シュムペー

ターはこのことを巧みに説明して言ふ、實際に經濟を營む者は、經驗に基いて言はざる省略的に考へるのであつて、それは吾々が毎日同じ道を歩く場合にその道について考へる必要がないのと同様である。唯もし彼がこの經驗を失つたとすれば彼はこれを暗中模索によつて再び發見することに努力せねばならない」と。(1)

さて、かくの如き殆ど無意識にも近い日常消費經濟生活の反復が、改めて著しく自覺的・反省的たることを迫られる原因には二つを考へることが出來よう。一つは外部的・一般的原因であり、一國のあらゆる情勢の急激なる變動・壓力・轉換等が經濟關係にも必然的に及す影響を、消費經濟も亦自ら感受するものである。第二は内部的・特殊的原因であり、消費經濟の主體たる家の生活自體の中に惹き起される突發的・急迫的事態である。之等内外二種の原因は、その内容を成すべき個々の具體的事態が如何なるものであれ、日常反復せられる家の經濟の收支の間に、著しい變化を惹き起すことによつて其の均衡を破壊する結果となり、その均衡再調のための努力の必要が家の經濟の自覺と反省を改めて喚び起すのである。

われわれは、外部的・一般的原因によるかくの如き均衡の喪失を、刻下の事變下における我が國の家の經濟にその最適なる例證を見出すであらう。一部勞働者の軍需景氣による急激なる收入増加の如き、或は國費負擔、消費節約、強制貯蓄等による家計の再編成などは即ちその現はれに外ならぬ。

原因の外部的たると内部的たるとを問はず、自由經濟組織の下では原則として、消費經濟の編成替も、常に家の經濟の主體による自由なる意志的裁量に任せられた。こゝに自由經濟の一つの特質が存在する。

言ふまでもなくそれは原則としてである。如何なる自由經濟組織と雖も、全く無統制なる經濟行爲が許されるものではない。かくの如きは自由ではなくて無秩序であり、そこには只社會生活の混亂のみが期待されるにすぎないからである。かういふ意味の整序は常に多かれ少なかれ存在しながら、それが經濟活動に對しては能ふ限り最少限度に且つ例外的意味を以て受け容れられるところに、自由經濟の意味が存在する。これを家の消費經濟に移して觀る時、特定財の使用禁止や奢侈品に對する高率關稅賦課の統制を、今日までも屢々經驗してゐるが、之等は寧ろ國民の保健衛生或は社會風教的見地よりする意味が強く、消費經濟の自由制限そのものを主たる目的とするものではないのである。

今日まで消費の自由は、私有財産制度の必然的屬性として、大なる反省を加へられずに理解せられてきた。財産の私有を認められることは、その反面として當然にその自由なる處分を許されると見るのがわれわれの常識であり、實際においてもあらゆる増加収入は、その原因の如何を問はず、任意に之を消費し得たのである。今日と雖もこの思想は、根強く人々を支配してゐることに疑ひはない。さうして、消費經濟に對する抑制・制限の如きが主張されるとしても、専ら社會道德的見地から試みられるにすぎなかつた。(5)

従つて、家の經濟の收支がその均衡を破壊せしめられる時、それを再編成して再び新たな均衡に到達する任務も、すべて家の經濟主體の能力と責任に繫つて存在したのである。家の經濟は國民經濟の全體を構成すべき單位ではあるが、一應はそれ自體として自己完了的に一切を規制し得たのであつた。

統制經濟或は經濟の計畫化は、かゝる自由裁量に代へるに、國家的規則を以つて原則たらしめようとするに在る。固よりそこには幾多の問題が伏在することは看過し得ない。消費經濟が國家的統制の對象となる時、その範圍・その強度が考へられねばならぬであらうし、殊に之を以て常時和平の時の政策とするためには、數々の困難なる問題が検討せられねばならない。然し少くとも國家非常の事態に直面して、經濟の全面的統制強化が必然性を以て要請せられる場合には、消費經濟も亦この一般的支配からは逃れ得ぬものであり、否、これを缺如しての國家の統制經濟は全面的平衡を保ち得ないと言はなければならぬ。(4)

われわれがこゝで、改めて本論文冒頭の消費に關する重要性の論議に立ちかへるならば、眞に統一あり一貫性をもつ統制經濟政策は、消費面を無視しては成立し得ぬといふことになる。この消息を今次の我々が直面しつゝある事變が、實物的に教授しつゝあるのである。ジイドは第一次世界大戰の經驗に基いて、同じ意味のことを明言して言ふ、「戰爭の必要に驅られて、交戦國も中立國も消費を重大視するに至つた。眞の消費政策は今次の大戦によつて發生したといつても過言ではない」と。(1)

統制經濟の全面的な遂行による、國民經濟の再編成のためには、消費も亦必然的にその編成の中に部署を與へられ、編成の改替をなされねばならぬ。これはとりもなほさず、從來の自由經濟の消費原則が、著しく制約せらるゝことに外ならない。國家の重大目的達成のために、國民經濟の全機構が批判せらるゝ時、獨り消費面だけがかゝる批判から解放せらるゝことは矛盾であらねばならぬ。消費も亦當然に、國民經濟の新らたなる組織に順應

し得べき態様へと更改せらるゝことを必然とするのである。

註

- (1) J. Schumpeter, Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung, S. 10

中山・東畑兩博士譯、シユムペーター「經濟發展の理論」一七頁

- (2) 流通關係に立つ社會のもつ基本條件としてアルフレッド・アモンも、「財の處分能力の自由なる行使の社會的承認」をあげる。詳しくは中山伊知郎博士「經濟學一般理論」三九頁（新經濟學全集）に就て見られよ。

- (3) 消費生活の一切が、少しのゆとりもなく規制されるといふことは、ひとつの空想であらう。蓋しそこには人間生活そのものに關する重大問題を含むからである。一定の支出を書籍に投ずるか或は草花に投ずるかの選擇の自由は、人生と共に常に必要であり且つ存在すべきものであらう。生産における統制と消費における統制とはそこに差異が考へられねばならぬ。

實際政策としては、生活の最低限及び最高限の測定・實踐が必要であり、さうして更に内容的には生活必要財につき或は生活の慰安娛樂等について検討せられねばならぬ。

- (4) 前掲、ちいど「經濟學原論」七九三頁

2 我が國の統制經濟と消費

われわれがいま、支那事變發生以來のわが國統制經濟の推移を顧る時、如上の見解よりして、消費面について

若干の疑問を持たざるを得ないのである。それは、今日までの經濟の統制或は計畫化は、果して正道を踏んできたかの反省である。固よりこれは事變自體の推移發展と不離の關係に立つべきものであるから、従つて、事變の擴大がその當初において然かく正確には何びとにも洞察し得られなかつたことを思ふ時には、わが國における經濟統制の推移發展も一應は首肯せられぬわけではない。だが、かゝる讓歩を以てするも、經濟統制の氣運が既に一般的に早くより擡頭しつゝあつたことを顧れば、その基本的方式として消費經濟の統制が閑却せられてきたことは、大いなる矛盾といはねばならぬのである。

事變下の我が統制經濟政策は、先づ一方に物資の動員計畫として現れた。これによつてひとつには、一國全體としての物資の供給量を測定し、ふたつには一國全體の需要量を確立して、こゝに需給の均衡が考へられたのである。物資の需要については、軍需・民需・輸出貿易原料品・生産擴充用原料等が分類せられる。更に昭和十四年より十六年にかけての増産計畫が實行せられつゝある。

物資の配給及び消費については、事變と共に發動せられたる昭和十二年九月の「輸出入品等に関する臨時措置に關する法律」及び同十月「臨時輸出入許可規則」があり、輸出入の制限及びその結果としての需給調整に關する措置が示された。かうして引續き昭和十三年三月の國家總動員法の發動を見るに至つた。かゝる經濟統制の法的發動によつて、われ／＼の日常消費經濟も漸次に規制をうけることになり、今日われ／＼が經驗しつゝある状態を現出したのである。總動員法第八條は規定して「政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ勅令ノ定ムル

所ニ依リ總動員物資ノ生産、修理、配給、讓渡其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得」となし、明瞭に消費も亦、國家的統制の對象たることを示すに至つた。

然しながら、かゝる法規にも不拘、家の消費經濟そのものは積極的な統制をうけることは殆どなく今日まできたのである。現在まで、家の經濟がうけた統制的波動は殆ど全く消極的なものにすぎない。それは、生産及び配給における統制の餘波として感受されたものにすぎないのである。消費生活における物資の不足や、使用量制限や、或は使用禁止などが今日われわれの經驗する所であるが、之等は何れも外部的壓力の消費經濟に對する波及であり、消費經濟が進んで積極的・建設的に再編成に乗り出したものではなく、従つて受動的たるにすぎなかつたのである。

統制の進行・強化・擴大に伴つて簇出する幾多の矛盾及び混亂は、必ずしも只一つの原因には歸着せしめ得ないことは言ふまでもない。事變に對する認識と自覺の缺如又は不足も重大なる原因であらう。國民生活の倫理的反省も顧られねばならぬであらう。けれども、一般的國家政策の實踐に當つて、動員せられる全民衆の一人々々に完全なる人格を期待することは、最も望ましいことの限りではあるが、その實現は極めて困難である。従つて實踐的計畫に當つては、この事實を豫め充分に考慮せられねばならぬ。かゝる考慮が正當に行はれる限り、政策發動によつて醸成さるべしと憂慮せらるゝ間隙と矛盾と混亂は、豫め之を制度的に可及的微弱ならしめようとする用意が當然考へらるべきである。商取引や家計における不徳行爲は、言ふまでもなくそれ自體としてきびしく

糾弾せられねばならぬけれども、同時に又、統制の方式をふりかへつて、夙に爲さるべくして未だ爲されなかつたものゝなきかを反省せられねばならぬのである。わたくしは、消費經濟が寧ろ積極的に建設的に再編成せらるべかりし點に、この反省の一つを見出すものである。

3 消費經濟の統制基調

昭和十四年九月、獨乙が遂に第二次歐洲大戰の火蓋を切つた報道が、世界の人々を驚かせたと同時に、傳へられる獨乙政府の用意の周到さに接して、人々はその驚きを二重にし、屢々感歎の叫びとすらなつて發せられた。その一つに消費經濟に關する水も漏さぬ底の統制がある。政策實踐の細目については、事態の變遷に即應して臨機適切なる處置に出なければならぬとしても、開戦と同時に一切の生活必需品に關する秩序ある切符制度が施行せられたことは、極めて至當なる政策の手順と言はねばならず、その見事なる手際に讃歎せざるを得ない。

こゝにわたくしは消費經濟統制における積極性を見るのである。わが國の場合では、事變後滿三年の今日に至つても切符制度は漸く萌芽を示すにすぎない。巷に物資不足の聲高きをきながら、他方ではそれが必ずしも眞實の不足ではなくて、物資の退藏や賣惜みや買占めなどから來る偏傾ともいはれるのである。若しそこに眞實があるならば、消費經濟の根本的な統制こそ寧ろ最先に着手すべかりし過程であつたといはねばならぬ。

戦時における軍需品の可及的迅速且つ豊富なる供給は、何ものにも優つて重要であり、そのために物財の生産

及び供給に緩急の區別が行はれることは當然である。只その結果が、往々にして物財の生産及び流通面だけに政策の重心を奪はれ、物財の最終的消費過程を閑却する危険の存在することは十分に警戒せられねばならぬ。道徳的反省だけで事足りないことは既に論じた通りである。こゝに最終消費過程の根本的規制が要求せられる。

若し政策手續の順位を論ずるならば、今にして漸く手を染められたる日常消費財の切符制は、實はその當初において早くも實行せらるべきものではなかつたらうか。人は或は論じて、今日まで尙かゝる必要の存在しなかつた程に、我が國の經濟は潤澤であつたといふかも知れない。然しかくの如きは正當でない。何となれば、若し政策の當初において整然たる統制秩序を、日常家計についても積極的に斷行してきたならば、今日までに醸成せられたいまはしい數々の弊惡も豫め之を未然に防ぎ得たであらうし、少くとも極度に輕微たらしめ得たに相違ないからである。

國家の大事に直面し、その興亡を前にして、一切をなげうつて之に馳せ參ぜんといふ決心するものは、獨り戦場の兵士だけにとゞまらないであらう。けれども、かゝる決心は單なる一時的の感情や興奮であつてはならぬ。このことは繰り返へして心せられねばならぬ。更に又人間の生活及び精神の極度なる緊張状態や高調は、そのまゝ永續し得るものでもないことを冷靜に考へられねばならぬ。故に一國の政策の樹立に當つては、非常の方策と並んで常に恒久的政策が顧られることを必要とする。殊に長期戦争の事態に處しては、之を非常時として一時的に處理する所から轉じて、寧ろ常態として恒久的に對處せられねばならぬ。

かくの如く國家の恒久策が考へられる時、先づ國民生活一般の安定は十分考究せられることを要する。何となれば、一時的の極度な生活のゆがみは之を堪え得るとしても、永き時に亘る生活の偏傾は、國民の生活一般を薄弱ならしめるからである。さうして、こゝで三たび、家の經濟が人間再生産の組織たることを顧る時、國家の發展と建設のための基底として、國民生活の安定は不可缺の要件を成すべきことを思はねばならぬ。

こゝに謂ふ所の消費經濟生活の安定といふ意味が、從來の傳統への復歸とか、或は又在來の生活水準の單なる維持とかに理解せらるべきでないことは十分に注意せられねばならぬ。わたくしはこゝに常時における消費經濟生活の科學的測定の問題をもつのである。今日までも例へば家政學として、或は榮養學として、消費生活の經營は若干考へられてはきた。けれども、いまわれ／＼が要求するものは一層綜合的な、家の經濟全體についての科學的秩序である。

一國が突如として戰時體制に入るか、或は何等か非常時局に遭遇する時、全國民生活をそれに即應して秩序づけ得るがためには、常時の生活について科學的測定が成し遂げられてゐなければならぬ。人間經濟生活の最低限に關する測定が科學的になされてゐなければならぬ。一切の臨機の對策も常にかゝる科學的基調に立つてのみ、健全なる運営を見得るのである。大熊信行教授は「主觀的な非合理的な欲求の強さを制して、むしろ客觀的な、生活合理的な必要を追求することのなかに、現實の生活がある」ことを指摘せられ、「消費の合理化」なる言葉はこのやうに理解せらるべきことを論ぜられた。¹⁾ まことに主觀的な欲求に對し、客觀的な必要を泛び上らせると

ころに、消費經濟の積極的な再編成と反省の問題が横はる。それはシュムペーターの所謂暗中摸索によつて經驗の間から自ら獲得せられる生活秩序に對して、嚴格に批判的な科學的な自覺を以て計畫を與へることである。さうしてその計畫は、全體的國民經濟の關聯からのみ、初めて樹立せらるべきものである。消費經濟に對する基本的統制の秩序を整備せずしては、全體的國民經濟の統制が一貫性を失ふに至るべきことを、重ねてこゝに主張せねばならぬ。

註

(1) 大熊信行教授、國家總力と動員方式(前出)

追記

本篇構成については尙参照すべき重要文献を留保するものであり、それ等は將來の推敲に當つて、十分願たいと思ふ。